

**添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び
所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（付表 2）**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項《居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「収益配当等の額30」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社（措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じです。）の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第39条の17の2第2項第1号イ《外国関係会社に係る租税負担割合の計算》に掲げる外国関係会社 同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれる同号イ(1)に規定する配当等の額を記載します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 同号ロ(5)に規定する配当等の額を記載します。
- 3 「所得の金額33」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 措法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 「(22)又は」を消します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「又は(23)」を消します。
- 4 措法令第25条の22の2第2項第4号《外国関係会社に係る租税負担割合の計算》に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額35」は、所得の額に応じて高くなるその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じです。）の外国法人税（法人税法第69条第1項《外国税額の控除》に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「本店所在地国において課される外国法人税の額34」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧の中に記載します。
- 5 「本店所在地国外において課される外国法人税の額37」は、外国関係会社とその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「収益配当等の額30」の金額（その国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限ります。）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。
- 6 措法令第25条の22の2第2項第5号に規定する場合に該当するときは、「(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合40」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。この場合には、「34」から「39」までの各欄の記載は要しません。
 - (1) 措法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 その外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「収益配当等の額30」の金額である場合には、その外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとしたときにその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「0」と記載します。
- 7 居住者が措法第40条の7第11項《特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。